

# 令和2年度 学校の部活動に係る活動方針

標茶町立虹別中学校

## 1. 組織

- (1) 部活動委員会は、校長、教頭、各部活動顧問（代表）、(中体連窓口担当)によって構成する。
- (2) 部活動に関わる検討事項は、部活動委員会で検討し、校長が決定する。

## 2. 指導者

- (1) 部活動は本校の教職員が指導する。
- (2) 本校の教職員以外の人への指導を受けるときは学校長の許可を必要とする。

## 3. 入部と退部

- (1) 入部・退部の場合は必ず担任へ連絡し、承諾を得る。
- (2) 入部の場合は部活動入部届を保護者・担任の承諾を得て、顧問に提出する。
- (3) 退部の場合は部活動退部届を保護者・担任の承諾を得て、顧問に提出する。
- (4) 原則として、4月募集として入部する。
- (5) 年度途中の入部・退部は最小限にとどめ、やむを得ず入部・退部する場合は上記と同様の手続きを行う。
- (6) 部活動規則や学校のきまりを守ることができない生徒は退部させることがある。

## 4. 部活動の停止

- (1) 中間テスト3日前、期末テスト5日前及びテスト初日、学力テスト1日前。(但し、大会等が近い場合は考慮する。)
- (2) 感冒、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症等が流行している時期での予防期間。
- (3) 顧問やそれに代わる者が不在のとき。
- (4) 風雨・降雪の激しいとき。(警報が出た際には必ず休みにする)
- (5) 部としての規律、統制が著しく乱れている場合。
- (6) 原則として、休養日を週2日以上設ける。

## 5. 部活動のきまり

- (1) 指定された活動時間や活動場所をしっかりと把握し、欠席・遅刻・早退の連絡を必ずすること。
- (2) 顧問の指示に従うこと。
- (3) 礼儀を重んじ、チームの和を第一に考えて行動すること。
- (4) 部活動の意義を理解し、日常の学校教育諸活動が優先されることを理解する。
- (5) 学習をおろそかにせずに努力すること。
- (6) 活動時の服装は原則指定ジャージとし、活動に適した服装とする。
- (7) 持ち物は各自で管理すること。
- (8) 飲食物の持ち込み、下校時の買い食い、寄り道は絶対にしないこと。
- (9) 終了後は、できるだけ集団で下校すること。(居残りをせずにすみやかに下校する。)
- (10) 練習中の病気や怪我で薬品を使用するときは、顧問の許可を得て薬品を使用すること。

- (11) 終了後の清掃、器具室の整理整頓は各部で責任を持って行なう。
- (12) 自転車の使用は土・日・祝日及び休業日のみとし、所定の場所（生徒玄関フード横）に置くこと。
- (13) 活動後は片付け等を含めて、17時25分までに学校を出られるようにすること。
- (14) 休日の部活動でも学校生活のきまりを遵守し、スマホ・電子機器等の不要物を持ってこないこと。

## 6. 部の設立について

- (1) 部の新設、廃部（休部）については、年度初めの部活動委員会において発議、検討する。
- (2) 廃部にあたっては、新1年生の募集は行わず、2・3年生の部員が引退するまで部の存続を保証する。

## 7. 部活動の設置、休部・廃部

### (1) 部活動設置の基準

- ① 指導者となる教職員が年度当初に在籍していること。
- ② 活動場所が確保されていること。
- ③ 中学校入学生徒が小学校時代に活動実績（合同チーム含む）があり、中学校でもその活動を継続したい意向を持っていること。
- ④ ③の生徒が活動に必要な最低限の人数がそろっていること。
- ⑤ 虹中の生徒が活動可能である少年団がないこと。
- ⑥ 上記の条件を満たしたうえで、顧問教員が部活動委員会にて発議を行う。その後、部活動委員会での審議を経て部活動設置となる。

### (2) 部活動の休部・廃部の基準

- ① 合同チーム等の活動も含め、競技・試合に出場できない状態になれば「休部」とする。
- ② 休部後、さらに入部希望がない状態が続けば、指導者、予想される部員数の推移等を検討し、部活動の「廃部」について判断する。

## 8. 設置部活動（令和2年度）

### (1) 部活動

- ・バドミントン
- ・陸上

### (2) 少年団（中体連登録のみ）

- ・スピードスケート
- ・柔道
- ・剣道